

4月の「若年層の性暴力被害予防月間」に関する周知及び「生命（いのち）の安全教育」等の子供を性暴力の当事者にさせないための取組や関連情報の周知をお願いするものです。

事務連絡
令和7年3月14日

各都道府県教育委員会担当課
各指定都市教育委員会担当課
各都道府県私立学校主管部課
構造改革特別区域法
第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課
御中
各國公立大学担当課
各公私立短期大学担当課
各国公私立高等専門学校担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
文部科学省初等中等教育局児童生徒課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
文部科学省高等教育局学生支援課

令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について（依頼）

「第5次男女共同参画基本計画」（令和2年12月25日閣議決定）において、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・進学時期である4月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしています。

については、この期間における取組がより一層広がり、有意義なものとなるよう、本事務連絡の内容及び別添1～3について周知いただくとともに、性暴力被害の予防に向けた積極的な取組をよろしくお願いします。

なお、文部科学省では、子供たちを性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にしないための「生命（いのち）の安全教育」を推進しており、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2024」（令和6年6月11日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）においても「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を加速化することとされているところです。については、本月間の実施に合わせ、改めて、文部科学省にて作成した教材、指導の手引き、教員向け研修動画、実践事例集等について周知しますので（別添4）、各学校や地域の状況に応じて、積極的に「生命（いのち）の

安全教育」を実施していただきますようお願いします。

特に、性犯罪・性被害に児童生徒及び学生が直面した際、当該児童生徒及び学生に対して相談窓口（「#8 8 9 1」、「#8 1 0 3」、SNS相談「Cure Time（キュアタイム）」）等の情報を提供いただくことをはじめとして、被害を受けた児童生徒及び学生に親身に寄り添い、安心して学業に取り組める環境を提供いただくようお願いします。

このことについて、各都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれでは所管の学校（専修学校・各種学校を含む。以下同じ。）及び域内の市町村教育委員会等に対して、各都道府県私立学校主管部課におかれでは所轄の私立学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の担当課におかれでは所轄の学校に対して、各公私立大学・各公私立短期大学担当課・各公私立高等専門学校担当課におかれでは学内及び附属学校に対して、厚生労働省医政局医療経営支援課及び厚生労働省社会・援護局障害福祉保健部企画課におかれでは所管の専修学校に御周知くださるようお願いします。

その際、学校における働き方改革の観点から、周知の範囲及び方法については、全ての学校に一律に通知する以外にも、例えば、他の案件とまとめて周知する、教育委員会主催の教員研修の場で配布する等、貴課において必要に応じてご判断いただきますよう、お願い申し上げます。

【資料】

別添1：令和7年3月7日付内閣府男女共同参画局長通知「令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について」

別添2：令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱

別添3：令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」啓発ポスター

別添4：「生命（いのち）の安全教育」概要資料

【参考情報】

- 令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」（内閣府HP）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/jakunengekkan/index.html



- 「生命（いのち）の安全教育」教材、指導の手引き、動画教材、実践事例集等

https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



- 「アダルトビデオ」出演被害問題に関する啓発資料等（内閣府HP）

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/avjk/index.html



- 痴漢・盗撮被害の申告・相談をしやすい環境を整備するための啓発パンフレット
(警察庁 HP)

<https://www.npa.go.jp/news/release/2023/chikanhigaiboushi.pdf>



- 性暴力に関するパンフレット (内閣府 HP)

◇一般用「あなたは悪くない～もしものために知っておいてほしいこと～」

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/pdf/pamphlet_r05_02.pdf



◇保護者・こどもとかかわりのある大人用「こどもたちのためにできること
～性被害を受けた子どもの理解と支援～

https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/no_violence_act/pdf/pamphlet_r05_03.pdf



- 性的同意に関するインフルエンサー動画 (内閣府 HP)

◇基礎編「知つといた方がいいじゃん！性的同意のコト！」

https://wwwc.cao.go.jp/lib_008/no_violence_act/movie_00008.html



◇話し合ってみた編「くれいじーまぐねっとと性的同意のことを考えよう！」

https://wwwc.cao.go.jp/lib_008/no_violence_act/movie_00009.html



- 刑法等改正法に関するリーフレット（「子どもを守るための法律のルールってどんなものがあるの？」など）

https://www.mext.go.jp/content/20231108-mxt_kyousei01-000014005_1.pdf



※上記事務連絡の3ページ以降がリーフレットです。

(担当)

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
男女共同参画企画係

電話：03-5253-4111（内線：3406）

Mail : danjo@mext.go.jp

府共第40号
令和7年3月7日

「若年層の性暴力被害予防月間」関係省庁
御担当者 殿

内閣府男女共同参画局長
(公印省略)

令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」の実施について

日頃より男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「第5次男女共同参画基本計画」(令和2年12月25日閣議決定)において、若年層の性被害に関する問題を広報啓発するのに適した毎年入学・就職時期である4月を若年層の性暴力被害予防のための月間とすることとしております。

このため、別添の実施要綱により令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」を実施することといたします。

つきましては、この月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなりますよう、本通知の内容について御周知方よろしくお願い申し上げます。

(本件照会先)

内閣府男女共同参画局男女間暴力対策課

TEL : 03-5253-2111 (内 37552)

Mail : g.sa.j8t@cao.go.jp

令和7年度「若年層の性暴力被害予防月間」実施要綱

令和7年2月12日

内閣府特命担当大臣決定

1 趣旨

性犯罪・性暴力は、被害者の尊厳を著しく踏みにじる行為であり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであることから、その根絶に向けた取組や被害者支援を強化していく必要がある。10代から20代の若年層を狙った性犯罪・性暴力は、その未熟さに付け込んだ許しがたい重大な人権侵害であり、決して許されるものではない。

政府は、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」（令和2年12月25日閣議決定）において、入学・就職等に伴い、若年層の生活環境が大きく変わり、被害に遭うリスクが高まる時期である4月を「若年層の性暴力被害予防月間」と定め、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとしている。

また、「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、年齢や性別にかかわらず、どのような状況に置かれたこども・若者であっても、性被害に遭うことはあってはならないとの認識の下、こども・若者への加害の防止、相談・被害申告をしやすくする取組、被害当事者への支援と併せて、継続的な啓発活動の実施等の総合的な取組を進めていくこととされたところである。

さらに、令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づき、若年女性も含め性的な被害等困難な問題を抱える女性への包括的な支援の充実に取り組んでいるところである。

そのため、「若年層の性暴力被害予防月間」期間中、地方公共団体、関係団体等との連携・協力の下、若年層に対する性犯罪・性暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、若年層の人権尊重のための意識啓発活動や教育の充実を図るなど各種取組を集中的に実施するものである。

2 期間

令和7年4月1日（火）から4月30日（水）の1か月間

3 実施主体

内閣府、警察庁、消費者庁、こども家庭庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省

4 協力を依頼する機関・団体等

都道府県、政令指定都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等

5 重点事項

以下の事項について重点的に普及啓発を図る。

- (1) ポスターを積極的に活用するなどにより、AV出演被害、JKビジネス、レイプドラッグの問題、酩酊状態に乘じた性的行為の問題、SNS利用に起因する性被害、セクシャルハラスメント、痴漢等の若年層に対する性犯罪・性暴力は決して許されないものであるとの社会認識を更に醸成すること。
- (2) 性暴力被害の「未然防止」や「拡大防止」に向けた意識を高めるとともに、性暴力の被害に遭っているながらその自覚がない人に被害を受けていることを認識してもらい、被害者や関係者が、相談窓口等の必要な情報を入手し、ためらうことなく相談できるようすること。
- (3) こども・若者（男性を含む。）の性被害について、集中的に広報・啓発を行うこと。

6 主な実施事項

本被害予防月間における取組がより一層広がり、有意義なものとなるよう、関係機関・団体等との連携協力の下、地域の実情に応じて、以下の活動を実施する。

その際、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」において、SNS等の若年層に届きやすい広報媒体を活用した啓発活動を効果的に展開することとされていることを踏まえ、広報・啓発活動を強化することとし、予防啓発の取組に加え、被害に遭った場合の相談窓口の周知を図るものとする。

- (1) ポスターの作成・配布のほか、インターネット、SNS、交通広告等のメディアを利用した広報活動を行う等、取組のより一層の広がりを目指し、効果的に広報・啓発を実施する。
- (2) 講演会・研修会等を開催し、若年層の性暴力被害予防のための啓発活動を実施する。
- (3) 被害者に対する相談支援活動の一層の充実を図る。



性的な行為 あなたの同意がないならそれは性暴力

性暴力の悩み、ひとりで抱え込まないで。性別・年齢を問わず、相談できます。

SNSで
相談

Cure time
(キュアタイム)

電話で
相談

性犯罪・性暴力被害者の
ためのワンストップ支援センター
はやくワンストップ
#8891

性犯罪被害相談電話(警察)
ハートさん
#8103

「生命（いのち）の安全教育」教材・指導の手引き等について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2年6月「性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議」決定）に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、「生命（いのち）の安全教育」のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

教材・指導の手引き等の内容

- ・**発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成**
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考え方、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した**指導の手引きを作成**。
- ・**教材動画、教員研修用動画を作成**。

（教材の主な内容）



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等



各段階の教材・指導の手引き、下記のサイトよりダウンロードできます。教材動画、教員研修用動画も下記サイトより視聴できます。

教育委員会や学校における研修や授業等において、本教材を投影したり配布したりするなどして、御活用いただけます。

文部科学省ホームページ「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL） https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html

幼児向け教材例

みずぎでかくれるところは じぶんだけの だいじなところだからだよ



10

中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間に起こる暴力のことを「デートDV」といいます。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力



- ・暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとしています。
- ・殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をするといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現

精神的暴力



- ・愛があれば暴力は許される

性的暴力



- ・男は強引なほうが多い、女は素直にしたがうもの

経済的暴力

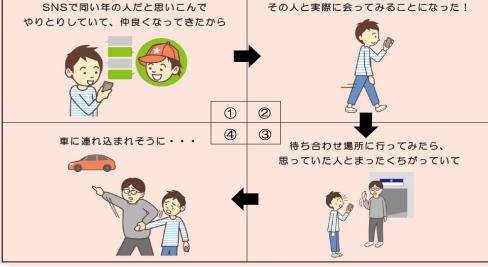


- ・親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう
- ・自分がいやだと思ったことはいやと言える
- ・相手がいやがることはしない

小学生向け教材例

SNSを使うときに気をつけること

SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいしいいい人なのかな？



8

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切にし、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切にする



相手を大切にする



暴力をやるさない



SNS等を通じた被害を例にすると…

自分の下着姿や裸の写真を

相手の下着姿や裸の写真を

誰かの性的な写真が送られてきたら、

撮ったり、送ったりしない

送られたら、SNSに投稿したりしない

そのまましないで

信頼できる人に相談しましょう



13